

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、長野県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年9月4日から適用する。

2 長野県知事と住宅金融公庫北関東支店長との間で締結した平成16年10月29日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月4日

甲 長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

1. 総合支援資金								
失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付（原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）								
種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間(据置後)	貸付利息	連帯保証人		
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 月20万円 単身 月15万円	12月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)	原則必要 ただし、連帯保証人無しでも貸付可能	
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	—	貸付日(生活支援費併用の場合最終貸付日)から6ヶ月以内				
(3) 一時生活再建費	生活を再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円	—	—				
2. 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付								
(1) 福祉費 (日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用であると見込まれる費用)								
種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間(据置後)	貸付利息	連帯保証人		
① 生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	—	貸付日から6ヶ月以内 (分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)	20年	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	
② 技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円						8年
③ 技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円						3年
④ 住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	250万円						7年
⑤ 住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費	50万円						3年
⑥ 福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円						8年
⑦ 自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円						8年
⑧ 療養費	負傷・疾病の療養費(移送経費等付随経費含む)及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円						5年
⑨ 福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円						5年
⑩ 災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円						7年
⑪ 冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円						3年
⑫ 残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円						10年
⑬ その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円						3年
(2) 緊急小口資金 (理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用)								
種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間(据置後)	貸付利息	連帯保証人		
・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円	—	貸付日から2月以内	12月以内	無利子	不要		
3. 教育支援資金 (低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金)								
種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間(据置後)	貸付利息	連帯保証人		
(1) 教育支援費 (特に必要と認める場合に限り、右の貸付限度額の1.5倍まで貸付可能)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月3.5万円以内 高専月6.0万円以内 短大月6.0万円以内 大学月6.5万円以内	—	卒業後6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則不要 世帯内で連帯借受人が必要	
	低所得世帯に属する者がやむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等	滞納月×3.5万円以内						
(2) 就学支度費	低所得世帯で高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内						
4. 不動産担保型生活資金								
種類 / 貸付要件等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間(据置後)	貸付利息	連帯保証人		
(1) 不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯に、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付する資金	土地評価額の7割程度 月30万円以内	借受人死亡時又は限度額に達する期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要(推定相続人)	
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	不動産評価額の7割程度 貸付基本額の範囲内(生活扶助額1.5倍以内)					不要	

資料24-3 長野県母子寡婦福祉資金の貸付内容(平成23年度)

貸付の種類	貸付金額の限度							据置期間	償還期間	年利率	違約金		
事業開始資金	(個人) 2,830,000 円			(団体) 4,260,000 円				1 年	7 年以内	*無利子又は1.5%	延滞元利金額に対し年10.75%		
事業継続資金	(個人) 1,420,000 円			(団体) 1,420,000 円				6 か月	7 年以内				
修学資金(一般分)	学校種別	学年別	1年(月額)		2年(月額)	3年(月額)	4年(月額)	5年(月額)	加算	当該学校卒業後6か月		○高校 ○高専 ○短大 ○大学 10年以内	
			高等学校	国公立	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円					
			自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円							
		私立	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円							
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円							
		国公立	自宅通学	21,000 円	21,000 円	21,000 円	45,000 円	45,000 円	なし				
			自宅外通学	22,500 円	22,500 円	22,500 円	51,000 円	51,000 円					
		私立	自宅通学	32,000 円	32,000 円	32,000 円	53,000 円	53,000 円					
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円	60,000 円	60,000 円					
		国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円				なし				
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円								
		私立	自宅通学	53,000 円	53,000 円								
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円								
		国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円		あり				
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円	51,000 円	51,000 円						
		私立	自宅通学	54,000 円	54,000 円	54,000 円	54,000 円						
			自宅外通学	64,000 円	64,000 円	64,000 円	64,000 円						
		国公立	高等	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円					あり	○専修高専 10年以内 一般 5年以内
				自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円						
		専門	自宅通学	45,000 円	45,000 円								
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円								
	私立	高等	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円							
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円							
	専門	自宅通学	53,000 円	53,000 円									
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円								
	一般	自宅通学	31,000 円	31,000 円									
		自宅外通学	31,000 円	31,000 円									
修業資金各種学校	月 68,000 円 [就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得 460,000 円]							知識技能習得後1年	6 年以内				
就学支度資金	小学校入学 39,500 円			中学校入学 46,100 円				当該学校卒業後6か月	5 年以内				
	修業施設(高等学校卒業生)		自宅通所	90,000 円	自宅外通所 100,000 円								
	専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000 円	自宅外通学 160,000 円								
	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	公立	自宅通学	150,000 円	自宅外通学 160,000 円								
		私立	自宅通学	410,000 円	自宅外通学 420,000 円								
	短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	自宅通学	370,000 円	自宅外通学 380,000 円								
私立		自宅通学	580,000 円	自宅外通学 590,000 円									
技能習得資金	月 68,000 円 [自動車運転免許取得 460,000 円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000 円]							知識技能習得後1年	20 年以内				
生活資金	月 103,000 円 [・生計中心者でない場合又は現に扶養する子のない寡婦 69,000 円 ・技能習得期間中の場合 141,000 円]							貸付期間満了後6か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 20年(技能習得)以内				
医療介護資金	340,000 円			(特別 480,000 円)		介護 500,000 円		医療期間満了後6か月	5 年以内	*無利子又は1.5%			
就職支度資金	被服等 100,000 円		[別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認められる者の自動車購入資金 220,000 円]				1 年	6 年以内					
住宅資金	1,500,000 円			[災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転改築および新規取得 2,000,000 円]				6 か月	6 年以内 7 年以内(特別)				
転宅資金	260,000 円							6 か月	3 年以内				
結婚資金	300,000 円							6 か月	5 年以内				

注) 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。

また、貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

* 保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1.5%

資料 24-4 県税の減免等の取扱いに関する一覧表

平成 26 年 12 月 1 日現在

区 分	現 況	参 考 事 項																										
個人の県民税の減免	<p>○個人県民税については、市町村民税と併せて徴収されるので、市町村が減免の措置をした場合においては同様の割合で減免される。</p> <p>(地方税法 (以下「法」という。) 第45条)</p>	<p>○個人の市町村民税の減免は、法第323条の規定により、市町村の条例の定めるところにより減免することになるが、おおむね次の基準によっている。</p> <p>1 被害のあった個人について、災害の日以後の納期にかかる税額を次の割合によって減免する。</p> <p>(1) 死亡した場合 全額</p> <p>(2) 障害者となった場合 10分の9の額</p> <p>(3) 災害により自己所有の住宅または家財について住宅又は家財の価額の10分の3以上の損害を受け、かつ合計所得額が1,000万円以下の者には次の割合による。</p> <table border="1" data-bbox="847 808 1423 1028"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">減 免 割 合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1の額</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1の額</td> <td>2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>750万円 超</td> <td>8分の1の額</td> <td>4分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害の場合は、その損失額が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下の者には次の割合による。</p> <table border="1" data-bbox="847 1193 1423 1429"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8の額</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6の額</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4の額</td> </tr> <tr> <td>750万円 超</td> <td>10分の2の額</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度 合計所得金額	減 免 割 合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1の額	全 額	750万円以下	4分の1の額	2分の1の額	750万円 超	8分の1の額	4分の1の額	合計所得金額	軽減又は免除の割合	300万円以下	全 額	400万円以下	10分の8の額	550万円以下	10分の6の額	750万円以下	10分の4の額	750万円 超	10分の2の額
損害程度 合計所得金額	減 免 割 合																											
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																										
500万円以下	2分の1の額	全 額																										
750万円以下	4分の1の額	2分の1の額																										
750万円 超	8分の1の額	4分の1の額																										
合計所得金額	軽減又は免除の割合																											
300万円以下	全 額																											
400万円以下	10分の8の額																											
550万円以下	10分の6の額																											
750万円以下	10分の4の額																											
750万円 超	10分の2の額																											
法人の県民税の減免	<p>○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の県民税を減免する。</p> <p>(県税条例 (以下「条例」という。) 第33条第1項第1号)</p>																											
法人の事業税の減免	<p>○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の事業税を減免する。</p> <p>(条例第39条の6の2第1項)</p>																											

区 分	現 況	参 考 事 項									
個人の事業税の減免	<p>○自己の所有する事業用資産並びに自己又は自己と生計を一にする親族の所有する住宅又は家財について当該資産価格の2分の1以上の損害を受けた場合には、次の基準により、個人の事業税を減免する。(条例第39条の7)</p> <p>1 事業用資産の場合</p> <p>(1) 事業所得が500万円以下のとき…全額</p> <p>(2) 事業所得が500万円を超え750万円以下のとき…10分の5の額</p> <p>(3) 事業所得が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の3の額</p> <p>2 住宅又は家財の場合</p> <p>(1) 合計所得金額が500万円以下のとき…10分の5の額</p> <p>(2) 合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき…10分の2.5の額</p> <p>(3) 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の1.5の額</p> <p>○災害の状況により上記の基準を超えて減免することができる場合もあること。(条例第39条の7ただし書)</p>	<p>○国税の取り扱い</p> <p>所得税</p> <p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭22年法律第175号)</p> <p>第2条 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の合計所得金額1,000万円以下で、自己の所有にかかる住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の5以上であるものについて次の区分により軽減し、又は免除する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>合計所得金額が500万円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>合計所得金額が750万円以下のとき</td> <td>10分の5の額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>合計所得金額が750万円を超えるとき</td> <td>10分の2.5の額</td> </tr> </table> <p>○個人の事業税について、個人事業所得の計算上、被災たな卸資産、事業用固定資産等の損失の金額は控除する。(法第72条の49の12)</p>	1	合計所得金額が500万円以下のとき	全額	2	合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額	3	合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額
1	合計所得金額が500万円以下のとき	全額									
2	合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額									
3	合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額									
不動産取得税の減免	<p>○次に該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免する。(条例第40条の15)</p> <p>1 天災その他の災害により、滅失又は損壊した不動産に代わるものと認める不動産の取得</p> <p>2 取得した不動産が、その取得の日から1ヶ月以内に天災その他の災害により滅失又は損壊した場合における当該不動産の取得</p>	<p>○「代わるものと認める不動産」とは認定によることとなるが、この認定は次によることとし、減免する額は、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 滅失又は損壊した不動産が自己所有のものであること。 滅失又は損壊した日から3年以内に取得した不動産であること。 滅失又は損壊した不動産と被災者の生業等の実態から判断して代替性が認められる不動産をであること。したがって、単に宅地には宅地、工場には工場という物理的な代替性のみにとらわれず判定する。 									
自動車税の減免	<p>○災害により自動車に損害を生じ相当の修繕を要すると認められるものに対しては、別に定める基準により自動車税を減免する。(条例第68条)</p>	<p>○「相当の修繕」の範囲は被害による修繕に要する費用が、災害直前の当該自動車の価額の15%以上のものをいう。</p> <p>○「別に定める基準」については次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年税率×修繕費/帳簿価格=減免額 減免予定額が当該自動車の年税率の50%を超える場合は年税率の50%を限度として減免する。 <p>○災害を受けた日以後に納期の末日が到来する自動車税について減免する。</p>									

区 分	現 況	参 考 事 項
自動車取得税の減免	<p>○次に該当する自動車の取得に対しては自動車取得税を減免する。 (条例第53条)</p> <p>1 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるべきものと知事が認める自動車の取得</p> <p>2 取得した自動車とその取得の日から1月以内に災害により滅失した場合における当該自動車の取得</p>	<p>○「代わるべきものと認める自動車」とは認定によることとなるが、この認定は次の要件をすべて満たすものとし、減免する額は、被災自動車の災害直前の価額に税率を乗じた額とする。</p> <p>1 被災自動車に係る抹消登録等が災害がやんだ日から3月以内に行われていること。</p> <p>2 災害がやんだ日から3月以内に取得した自動車であること。</p> <p>3 被災自動車の用途と代替自動車の用途が同一であることを原則とするが、被災者の生業又は事業の実態等から判断して代替性が認められる自動車であること。</p>
鉱区税の減免	<p>○災害により事業の用に供する固定資産についてその価格の10分の5以上の損害を受けた納税者に対し、知事が定める基準によって当該年度分の鉱区税を減免する。(条例第78条)</p>	
固定資産税の減免	<p>○天災その他の災害により、著しく価値を減じた大規模な償却資産のうち、知事において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。(条例第97条)</p>	
軽油引取税の減免	<p>○知事は災害により自己の保有に係る軽油引取税の課税対象となった軽油につき滅失その他これに類する損害を受けた軽油に係る税を減免する。(条例第55条の22)</p>	
軽油引取税の納入義務の免除	<p>○特別徴収義務者が徴収した税を失ったことについて、天災その他避けることのできない理由(震災、風水害、落雷、火災、爆発物等による破壊等)があるものと認める場合においては、その状況により還付し、又は納入の義務を免除する。 (法第144条の30)</p>	
狩猟税の減免	<p>○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、被害を受けた者のうち、知事において必要があると認めるものについては、狩猟税を減免する。 (条例第142条の4第1項)</p>	
県税の徴収猶予	<p>1 県税の全税目について、すでに確定している未納税額に対し、1か年間の徴収猶予と猶予期間中の延滞金を免除する。</p> <p>2 前項の徴収猶予期間は、状況により1年間延長することができる。(法第15条)</p>	<p>○納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたときは、その納税者又は特別徴収義務者の申請によって、徴収金を納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として徴収猶予する。</p>

区 分	現 況	参 考 事 項
県税の納期限の延長	○納税者又は特別徴収義務者が、災害を受け申告、申請、請求等の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付、納入に関する期限までに申告等を行うことができないと認められるときは、申告等の期限を延長する。（条例第11条）	

資料24-5 災害復旧用材の調達供給フロー

